



職保発 1013 第 2 号
令和 3 年 10 月 13 日

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会会長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長

雇用保険法の改正に係る周知について

平素より、雇用保険関係業務の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、第 201 回通常国会において、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 14 号）が令和 2 年 3 月 31 日に成立（同日公布）し、令和 4 年 1 月 1 日より、複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、そのうち 2 つの事業所での勤務を合計して所定の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者となることができる制度として施行されることとなりました。

つきましては、本改正に関して、別添のとおり、周知資料を作成いたしましたので、貴連合会におかれましても、本周知資料を御活用いただきますとともに、各都道府県支部、各労働保険事務組合等への周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御不明な点がございましたら、厚生労働省雇用保険課、各都道府県労働局及び各公共職業安定所にお問い合わせください。